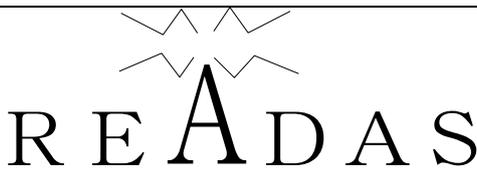


第 6104 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年12月17日月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 軽減税率対策補助金

Q：消費税の軽減税率に対応するための補助金があるとか。どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

来年の平成31年10月1日に行われる消費税率の引上げに伴い、軽減税率も導入されます。

飲食料品を取り扱う事業者においては、システムの改修等が必要になりますが、中小企業や小規模事業者が複数税率に対応するレジの導入や受発注システムの改修を行った場合には、国の補助金制度（軽減税率対策補助金）が利用できることとなっています。

補助金には、①複数税率に対応するレジの新規導入や既存のレジを回収する場合の補助金（A型）と、②電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するための改修・入れ替えを行う場合の補助金（B型）との2種類があります。

上限額は、次のとおりです。

A型…レジ1台につき20万円、1事業者200万円を限度

B型…小売事業者等の発注システム1,000万円、卸売事業者等の受注システム150万円、両方の改修・入れ替えが必要な場合1,000万円

補助金の申請期限は、平成31年12月16日ですが、平成31年9月30日までに複数税率対応のレジ及び受発注システムの導入又は改修を終えて支払いを完了していなければならないことや申請受付の期限が補助金の種類によって違いがありますので、注意が必要です。

